

環資産第2717号
令和7年12月23日

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
会長 亀井 寿之 様

さいたま市環境局資源循環推進部
産業廃棄物指導課長
(公印省略)

(特別管理) 産業廃棄物処理業更新許可申請添付書類の運用変更について(通知)

平素より、本市の産業廃棄物行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。
このたび、標記について、下記のとおり運用を変更することといたしました
ので通知します。

記

1 変更の概要

(特別管理) 産業廃棄物処理業の更新申請時に添付していただく公益財団
法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会修了証(更新課程)
の有効期間について現行の2年間から5年間に変更する。

※新規過程における取扱い、また新規申請時の取扱いは現行どおり有効期間
5年で変更ありません。

2 変更後の運用対象者

令和8年1月1日以降に(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可の有効期限を
迎える許可事業者

※更新許可申請日や受付日ではありません。

3 その他

標記の運用変更に伴う補足事項を別紙にまとめましたので、参考にしてください。

担当

産業廃棄物指導課 審査係

TEL 048-829-1608

産業廃棄物処理業の更新許可申請時の添付書類の運用が変わります

1 変更の概要

(特別管理) 産業廃棄物処理業の更新申請時に添付する技術的能力を説明する書類として、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会修了証(更新課程)の有効期間について現行の2年間から5年間に変更します。

※講習会修了証(新規過程)の取扱い、また新規申請時の取扱いは現行どおり有効期間5年で変更ありません。

表 産業廃棄物処理業の申請の種類と講習会の種類、有効期間

申請の種類	産業廃棄物処理業講習会		特別管理産業廃棄物処理業 講習会	
	新規課程	更新課程	新規課程	更新課程
新規許可申請	○ (5年間)	× (※2)	○ (5年間)	× (※2)
更新許可申請	○ (5年間)	○ (2年間) →5年間)	○ (5年間)	○ (2年間) →5年間)

※1 申請日を起算とし、有効な期間を()に記しています。

※2 他自治体の産業廃棄物処理業の許可を有している場合は、更新課程の修了証でも構いません。

※3 他自治体の運用については、それぞれの自治体へお問い合わせください。

2 変更後の運用対象者

令和8年1月1日以降に(特別管理)産業廃棄物処理業の許可の有効期限を迎える許可事業者

※更新許可申請日や受付日ではありません。

3 運用開始に係る留意点について

さいたま市の(特別管理)産業廃棄物処理業の申請は事前予約制です。運用変更は「令和8年1月1日以降の(特別管理)産業廃棄物処理業の許可期限」の更新許可申請が対象であり、申請日ではありません。更新申請は許可期限日から2ヶ月前より受け付けております。

詳細は、下記ホームページをご確認ください。

- さいたま市HP「産業廃棄物処理業等の許可申請及び届出」

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/008/002/005/p055978.html>



さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

電話 048-829-1608

FAX 048-829-1933

E-mail sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp